

災害査定の概要

別紙1

台風、豪雨、地震などの自然災害により、農地・農業用施設等が被害を受けた場合、地方公共団体等は、農地や農業用施設等の復旧を行うため、所管する主務省の農林水産省に国庫負担申請を行います。

申請を受けた農林水産省は、被災現地に災害査定官を派遣し、現地の状況を調査のうえ、災害復旧事業費の決定作業（査定）を行います。

財務省は、財政を所管する立場から、災害査定官が被災現地で行う査定に立ち会い、復旧事業計画が現地に即応したものになっているか、法律等に沿ったものとなっているか等の観点から、規模、工法等を確認します。

（根拠法令）

- ◆農地・農業用施設「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
- ◆公共土木施設「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」

